

平成26年第3回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

1. 招集年月日 平成26年6月13日(平成26年6月3日告示)
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 議 平成26年6月20日(金) 午前9時30分
 散会 午前9時51分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	服部 導士	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	飛弾 智徳
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計管理者	安原 賢二
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学	教育委員長	河野 義則
教育長	土居 達也	学校教育課長	細貝 芳弘	生涯学習課長	能美 恭志

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫

12. 本日の会議の大意は別紙のとおりである。

平成26年第3回邑南町議会定例会議事日程(第2号)

平成26年6月20日(金) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町税条例等の一部改正)

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町国民健康保険税条例の一部改正)

議案第65号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

議案第66号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度邑南町一般会計補正予算第9号)

議案第67号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号)

議案第68号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第6号)

議案第69号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第6号)

議案第70号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号)

議案第71号 邑南町行財政改善審議会条例の一部改正について

- 議案第 7 2 号 邑南町振興計画審議会条例の一部改正について
- 議案第 7 3 号 邑南町防災会議条例の一部改正について
- 議案第 7 4 号 邑南町社会教育委員条例の一部改正について
- 議案第 7 5 号 邑南町公民館条例の一部改正について
- 議案第 7 6 号 邑南町立図書館条例の一部改正について
- 議案第 7 7 号 邑南町文化財保護条例の一部改正について
- 議案第 7 8 号 邑南町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第 7 9 号 邑南町水道給水条例の一部改正について
- 議案第 8 0 号 邑南町道の駅瑞穂関連施設基金条例の制定について
- 議案第 8 1 号 平成 2 6 年度邑南町一般会計補正予算第 1 号について
- 議案第 8 2 号 平成 2 6 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について
- 議案第 8 3 号 平成 2 6 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 1 号について
- 議案第 8 4 号 平成 2 6 年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号について
- 議案第 8 5 号 平成 2 6 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 1 号について
- 議案第 8 6 号 平成 2 6 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 1 号について

平成26年第3回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

平成26年6月20日(金)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。6番、宮田議員、7番、漆谷議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の質疑

- 議長(山中康樹) 日程第2、議案の質疑。これより議案第63号から議案第86号までの質疑に入ります。初めに、議案第63号に対する質疑から始めます。質疑はありませんか。

- 大屋議員(大屋光宏) 8番

- 議長(山中康樹) 8番、大屋議員

- 大屋議員(大屋光宏) 63号に対して質問をします。おおむね中身については国の改正に伴うものであって改正日との関係で3月31日に専決をしなければいけないというのはやむを得ないことだと思っております。ただその中に、国の改正とは関係なくて納期限の変更が入っております。で、これについては、あの、町の意味でやるものであって本来であればパブリックコメントをかけるなり、国保の関係であれば運営協議会にかけなければいけない案件である。ま、手続き上問題があるんじゃないのかっていう思いは持っております。で、これはまあ僕の意見でして、質問は納付日を12月28日から25日に早めることによるその納税者のメリットは何であるのか、それともう一点は、税金はまあ4月1日の基準日に税率等、その賦課条件を定めなければならないということで専決なんですか、その、納付方法は4月1日に定めてなければいけないものなのか、年度中に変更することはできないものなのかについて2点質問をします。

- 上田税務課長(上田洋文) 番外

- 議長(山中康樹) 上田税務課長

- 上田税務課長(上田洋文) ご質問の12月28日を25日に早めることによる納税者のメリットでございますが、このことにつきまして、ちょっと、ご説明、この前にご説明をいたしますが、今回の改正のもととなっておりますのは、地方税法20条の2及び民法142条の規定により、今年の場合、今年というのは26年から27年の暦でちょっと申し上げますと12月28日を納期限とする場合には、えー、先程の法律に基づきまして、えー、納期限が要するに納付の最終日が動いてしまいます。要するに26年12月27日から、あ、失礼、26年の12月から27年の1月にかけてでございますが、12月27日が土曜日です。28日が日曜日となっております。29日から31日は休日とされてお

ます。また、翌年の1月1日から3日までが休日となります。そして、4日が日曜日となるため、自動的に納期限は1月5日となります。それで、12月の28日を25日とするというメリットでございますが、本来納税は12月分につきましては月末というのが原則でございまして、納税者の多くの方はそう思っておられます。また、邑南町の場合、口座振替日が納期の最終日と連動しております。そのため、あの、12月分の口座振替分が翌年の1月5日引きとなるということになってしまいます。そうしますと、えー、他の、たとえば、国民健康保険税の場合は社会保険料控除の適用が年をまたいだために替わってしまうというような、悪影響というか、本来の思われる12月に納付したと思っておられるんですが、先程の法律によって読み替えてしまっているんで、実際と納税者の思いが違ってしまうという現状があります。また、年によって納期が著しく異なると、動いてしまう、移動してしまうと、最長で9日移動するということになってしまいますので、それは、非常に納税者にとってわかりにくい納税になっているというふうに判断をして、今回4月1日の課税日に合わせて3月31日の専決をお願いしたものでございます。4月以降に納付する方法は変えることは可能でございます。ただし、あの、事前にこの口座振替というのが町に対して出すものじゃなくて金融機関に出される書類でございまして、金融機関の方に廃止なり変更の手続きをしていただくということによって町の方が口座振替を納付書払いという格好で変更することになります。

●大屋議員(大屋光宏) 8番

●議長(山中康樹) 8番、大屋議員

●大屋議員(大屋光宏) 一点質問の趣旨が違うんですが、あの、口座振替を本人さんが年度途中で変えることができるじゃなくて、納付日の変更を条例の改正として年度途中にすることはできないのか、4月1日で定めたものをたとえば9月なり10月で変更することはできないのかっていうのが一つの質問です。それとあの、本来であれば納付しやすいように定めるのが納税者のメリットだと思うんで早めることはデメリットであって、その、勘違いがあったりいろいろあるかも、あの、納付日の勘違いはあるかもしれないですが、あの、早めることの方が納税者にとっては不利益、特に、年末給料日とかの関係もありますし、25日が給料日のところも多いと思いますが、そうすると今度は25日に給料が入ると引き落としどちらが先かという問題も出てきたり混乱が起こるだけであってその変えるメリットっていうのは今の説明では十分わからないと思います。で、要は最終的には徴収率、納付率が上がるか下がるかだけの話でして町の方の考え方では25日にした方が徴収はしやすくなって納付率は上がるという考えであるか、もう一度お願いします。

●上田税務課長(上田洋文) 番外

●議長(山中康樹) 上田税務課長

●上田税務課長(上田洋文) えーと、4月1日以降に、あのう、日にちを変更できるかという問題ですが、それは、4月1日付けで納税通知を発しておりますので変更は通常できません。それからあの、徴収率が上がるか上がらないかの問題もあんまり今回の改正についてはあくまで納税者のサイドにたってわかりやすい納税ということで今回の改正をしております。さきほど言いましたけども、社会保険料控除の適用について、ついてはあの、その金額が変わることによって確定申告等において金額、要するに納税額が変わる可能性

があります。それは、あの、得になる場合もあれば損になる場合もあるかと思いますが、本来の納付の状況に合わせた方が、原則に合わせた方が皆さんの理解を得やすいし、混乱がないというふうに私どもは考えております。あと、あの島根県内においてもまあ、両方の考えがあるんですけども、25日と定めている市町村が今2市8町1村ございます。

●桑野副町長(桑野修) 番外

●議長(山中康樹) 副町長

●桑野副町長(桑野修) 補足させていただきます。メリットはあるのかという部分のところについてでありますけれども、先程の説明のように28日の納付日のままだと1月の5日の収納になってしまう。そうすると、今年で言いますと、今年の申告の時に前年分の社会保険料控除が11か月分になってしまうという意味合いの説明をしておると思いますが、そして、次の年には13か月分の、まあ、収納額になってしまう。控除額になるという、そのこのところですね、特に一番顕著にあらわれるのは保育料の問題です。保育料は生活保護から始まって住民税の非課税それから均等割りのみ、それから住民税の額、所得税の額によって階層が分かれてきます。それぞれの納める保育料の額が、そうすると本来であれば12か月分の社会保険料控除があればたとえば階層の5のところ、11か月分しか引かれなかったために、5のところは6の階層になって保育料の部分がぼんとはねあがる、そのちょうどラインにひかかった人には大変に不利益がこうあります。ま、そういったその住民税の均等割りのみとか非課税であるとかそういったものがいろんな要綱やら、あの、いろんな支援の部分のなかで条例のなかにも相当でてくるわけですが、いろんな減免のときでもそういったわずかな、ちょっとしたラインの違いで、いろんな支援が受けられる受けられない額が減免の率が違うとかいろんな部分に影響が出てくるわけですので、社会保険料控除がきちっと12か月分毎年正規に納める額のもものがきちっと控除が受けられるようにするためには、先程言ったように年度内に処理ができる形をとるのが一番いいという判断がひとつそこにメリットとしてあるということをご理解をいただきたい。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(山中康樹) 8番、大屋議員

●大屋議員(大屋光宏) はい、一つは年度中に条例改正で納付日を変えることができるかってことに対して、通常はできないということだったんですけど、その明らかに今の方法以上のメリットがあることがわかれば、変更することができるのか、たとえば国保税は年度途中6月で本算定っていうことで変えることができます。これは、税収なり、あの見積もり大きな違いがあって加入者にとってデメリットであっても高い方の税率に替えることができることがあるの、ことから見れば逆にもっといい方法があるんであれば年度途中でもできるんじゃないかと思うんですが、それが可能かどうかの一つ、それと、今の説明は国保税についての説明だったんですが、じゃああの、今回の改正は固定資産税も含まれてます。固定資産税も早くなる、その理由は何かというのがありますし、その、毎年12か月分きちっと納めてもらうという方法は、前倒し以外にも方法があるとは思いますが、それ以外の方法っていうのは考えられなかったのかについて最後の質問をします。

●上田税務課長(上田洋文) 番外

●議長(山中康樹) 上田税務課長

●上田税務課長(上田洋文) 固定資産税についてもですね、あのう、全体として税として同じ日に徴収するっていうことで混乱なく徴収をできるというふうにも思ってもおります。通常通知書を出して指定をしておりますので、あの、納期限についてですね、それを変更することは通常その日にするということを相手に通知しておりますので通常はできません。変更することはできません。

●議長(山中康樹) えー、質疑はありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第63号の質疑を終わります。

続きまして、議案第64号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第64号の質疑を終わります。続きまして、議案第65号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第65号の質疑を終わります。続きまして、議案第66号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ、ページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第66号の質疑を終わります。続きまして、議案第67号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ、ページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第67号の質疑を終わります。続きまして、議案第68号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ、ページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第68号の質疑を終わります。続きまして、議案第69号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ、ページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第69号の質疑を終わります。続きまして、議案第70号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ、ページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第70号の質疑を終わります。続きまして、議案第71号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第71号の質疑を終わります。続きまして、議案第72号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第72号の質疑を終わります。続きまして、議案第73号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第73号の質疑を終わります。続きまして、議案第74号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第74号の質疑を終わります。続きまして、議案第75号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第75号の質疑を終わります。続きまして、議案第76号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第76号の質疑を終わります。続きまして、議案第77号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第77号の質疑を終わります。続きまして、議案第78号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第78号の質疑を終わります。続きまして、議案第79号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第79号の質疑を終わります。続きまして、議案第80号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第80号の質疑を終わります。続きまして、議案第81号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ、ページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第81号の質疑を終わります。続きまして、議案第82号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ、ページ数を示して、これを行っていただき

ますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第82号の質疑を終わります。続きまして、議案第83号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ、ページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第83号の質疑を終わります。続きまして、議案第84号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ、ページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第84号の質疑を終わります。続きまして、議案第85号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ、ページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第85号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第86号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ、ページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。質疑はありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第86号の質疑を終わります。以上で、議案63号から議案第86号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

- 議長(山中康樹)** 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。大変、ご苦労さまでございました。

—— 午前9時51分 散会 ——